

令和2年4月20日

各保護者 様

栃木県立小山高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長について

惜春の候、保護者のみなさまには益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国の「緊急事態宣言」の地域が全国に拡大されたことに伴い、本県教育委員会から通知がありました。つきましては、本校においても下記のとおり対応をいたします。ご理解、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 臨時休業期間を5月6日（水）まで延長します。
- 2 学校を再開する5月7日（木）の細かな日程等については、後日、一斉メール等を用いて連絡します。
- 3 生徒のみなさんは、全国が「緊急事態宣言」の対象地域であることを踏まえ、不要不急の外出を避け、自宅にて学習してください。
- 4 休業中に取り組む課題について、必ず学校ホームページを参照してください。課題についての指示は、4月22日（水曜日）に掲載します。
- 5 全ての部活動等は中止とします。登校しないでください。
- 6 健康管理に留意し、心配な症状があるときは、地域の健康福祉センターまたは保健所に相談するとともに、学校に連絡をお願いします。

なお、今後新型コロナウイルスの感染状況によっては、予定が急に変更となることもありますので、配信される一斉メールや学校ホームページの情報に注意してください。